

令和4年9月30日

谷口委員

公明党の谷口でございます。それでは、私からは今日はちょっと2点お伺いしていきたいというように思います。まず最初、新しいモビリティに対応した交通安全対策ということでお伺いしていきたいと思います。

これについては、本会議の一般質問で我が会派の小野寺議員が質問をいたしました。今後、道路交通法の一部改正に伴って、公布から2年以内に電動キックボード等が新たな分類として位置づけられます。改正法によると、電動キックボードは、16歳以上限定ということになるものの、運転免許が不要で、ヘルメットの着用も任意となるということになります。そうするとやっぱり歩行者や自転車との接触事故とか、また、重大事故の増加が懸念をされます。実際、先日も、マンションの敷地内の駐車場であったということでもありますけれども、ヘルメットをかぶらない実証実験の車両だと思っておりますが、車止めに乗り上げて、ヘルメットをしてこなかったということもあって死亡事故になってしまった。理由については確定はできていないようではございますけれども、飲酒をしていたのではないかという見方も出ています。そうした意味で、今後、改正法の施行を控えて、今後の電動キックボードなど新しいモビリティに対する交通安全対策、また、今後の取組について何点かお伺いをしていきたいと思います。

まず最初に、この現在の電動キックボードの法律上の解釈を伺わせてください。

くらし安全交通課長

現行の道路交通法では、原動機や車体の大きさにもよりますが、電動キックボードの多くは原動機付自転車に区分されます。このため、電動キックボードを運転する際には、原動機付自転車に係る運転免許が必要です。また、公道では歩道以外の車道通行や、ヘルメットの着用義務など、原動機付自転車としての通行方法に従う必要がございます。

谷口委員

分かりました。今現在は原付と同じ取扱いということになるということでもありますけれども、この電動キックボードの事故なんですが、全国、そしてまた本県内でどの程度事故は発生しているのでしょうか。

くらし安全交通課長

国の資料によりますと、電動キックボードが関与した人身交通事故は、令和2年から令和4年3月までに全国で40件発生しております。最も多いのは東京都の25件であり、全体の63%を占めています。次いで、大阪府の6件であり、全体の15%を占めております。本県は3件で、全体の7%となっております。

谷口委員

今、この近くのみなとみらい地区ではこの電動キックボードのレンタルが行われていて、ヘルメットをかぶらないで運転をしているということになっているわけではございますけれども、このみなとみらい地区でのこの電動キックボードはどのような扱いになっているのでしょうか。

くらし安全交通課長

現在、みなとみらい地区では、産業競争力強化法に基づく特例措置による実証実験が行われております。この特例措置では、電動キックボードを小型特殊自動車と位置づけ、ヘルメットの着用義務を任意とするなどの措置が取られております。事業者からの要望を受け、所管庁である国家公安委員会及び国土交通省において特例措置を整備したものと承知しております。

谷口委員

分かりました。ちなみに、2年後は免許要らないということになるわけですが、今、このみなとみらいでやっている特例措置は、これは免許は必要ですか。

くらし安全交通課長

今行っています実証実験、免許は必要ございません。

谷口委員

あと、ちょっとこれも派生的に聞きたいんですけども、冒頭ちょっと、飲酒が原因だったんじゃないかという死亡事故が発生している中で、電動キックボードを飲酒して、お酒を飲んで乗った場合というのは、今の現行の法制の中で、また、特例措置も含めてどういう取扱いになる、もし分かればちょっと教えていただいてもいいですか。

くらし安全交通課長

電動キックボードにつきましては原動機付自転車ということでございますので、普通の免許証で運転しなければなりませんので、飲酒運転しましたら警察のほうで取締りを受けるという形になります。その特例、実証実験中の運転につきましても、小型特殊自動車として認められている実証実験でございますので、やはり小型特殊につきましても飲酒運転は違法ということになります。

谷口委員

ごめんなさい、ちょっと追加で、仮に今、特例措置もそうだし、2年後免許が不要になるということで、例えば、自転車も同じかもしれないですけども、自転車に乗っていて飲酒運転をして、取締りで捕まった場合に、これは運転自体は免許要らないけれども、もし仮に免許を持っていたと、免許をいわゆる保有をしていた場合に、既存のその持っている免許に対して何か違反点数とか、もしくは免許停止とかということはあるんですか。分かる範囲で。もし分からなければ、また後で教えていただければと思いますけれども。

くらし安全交通課長

本件は、行政処分に関する内容ですので県警察に確認したところ、違反点数の対象にはなりません。免許停止処分になる場合があるとのことであります。

谷口委員

ちょっと戻りますけれども、実証実験によって、ほかの県内でも、ほかのところでもこの特例措置によって電動キックボードを走らせているところもあるかと思っておりますけれども、県内では、みなとみらい地区以外にもどんなところで行われているのかちょっと確認をさせていただきます。

くらし安全交通課長

県内では、みなとみらい地区を中心としたエリアのほか、川崎市の大師エリアや、藤沢市内で実証実験が行われております。

なお、経済産業省のホームページで公開している情報では、これらの実証実験は、いずれも令和6年4月まで延長されるということが記載されております。

谷口委員

分かりました。実証実験についてはよく分かりました。それで、くらし安全防災局が所管する第11次の神奈川県交通安全計画では、このモビリティについてどのような位置づけをしているのか、ここも確認をさせてください。

くらし安全交通課長

第11次神奈川県交通安全計画では、今後の重視すべき視点の一つとして、多様なモビリティの安全な利用を図るための対策や、電動車椅子など、多様なモビリティの普及に伴う事故防止に向けた普及啓発の推進などを位置づけております。このほか、高齢者等の移動手段の確保・充実、車両の安全性に関する基準等の改善の推進といった項目においてモビリティを位置づけております。

谷口委員

今、多様なモビリティという言い方が出てきましたけれども、この多様なモビリティに対して今現在どういう取組をされているのか、確認をさせてください。

くらし安全交通課長

電動キックボードにつきましては、二輪車の事故防止の一環として、ヘルメットの正しい着用や、危険な運転を禁止する呼びかけを県警察、市町村及び交通関係団体と連携して行っております。また、電動車椅子につきましては、歩行者の扱いになることや、交通ルールを守ることをまとめた啓発チラシを、県内の専門学校生の協力により作成し、高齢福祉施設や販売店を中心に配布して、安全利用のための啓発を行っております。

谷口委員

分かりました。今後、公布から2年以内に施行される道路交通法の一部改正では、国会審議では附帯決議があったというふうに伺っているんですけども、この附帯決議というのは具体的にどのような内容なのでしょうか。

くらし安全交通課長

衆議院内閣委員会の資料では、電動キックボード等を実際に利用する者に対する交通安全教育が確実に行われるよう努めること、ヘルメット着用の義務化も含め、ヘルメット着用率の向上に向けた方策を検討した上で、必要な措置を講じることなどが道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議として採決されております。

谷口委員

分かりました。新たな位置づけとなる電動キックボードの安全対策について、県として考えていること、今考えていることについてお聞かせください。

くらし安全交通課長

令和5年1月の内閣府との共催による交通安全フォーラムを開催する予定で

ございます。詳細は未定ですが、テーマは新しいモビリティに対する交通安全対策としており、主に電動キックボードを中心としたパネルディスカッションを行います。また、有識者による基調講演も予定しており、新しいモビリティの進出に伴う交通安全対策について、幅広い様々な御意見を伺うことも検討しているところでございます。

谷口委員

分かりました。来年1月ということですが、これ大体、もし決まっていればでいいんですけども、どれくらいの人数の規模で開くお考えなのか。もし決まっていればで結構ですけども。

くらし安全交通課長

規模等も含めまして、今ちょっと検討中でございます。

谷口委員

分かりました。では、この項目最後に、今後のこのモビリティの普及を踏まえた、様々これから、高齢化や様々な面で新しいこの移動手段、モビリティというのが必要になってくると思うんですが、こうした新しいモビリティの普及を見据えた今後の交通安全対策についてお伺いしたいと思います。

くらし安全交通課長

今後の対策については、県警察や市町村などが構成機関となっております神奈川県交通安全対策協議会において、新しいモビリティの安全な利用を図るための具体的な対策を検討してまいります。特に、本年4月の改正道路交通法の成立により、特定小型原動機付自転車という新しい車両区分に位置づけられ、急速な普及が見込まれる電動キックボードについては、関係機関、団体と連携した交通安全に関係する広報啓発等の取組が急務であると考えております。

今後、国から示されます通知等により具体的な取組を行うこととなりますが、交通安全フォーラムの開催などを契機として、電動キックボードを利用する方や、事業者に対する啓発を進めてまいります。

谷口委員

分かりました。この項目、ちょっと最後要望を申し上げますけれども、この新しい電動キックボードや、また電動車椅子、また、高齢者の方々の電動の移動手段等含めて、様々な面で今後非常に重要な位置づけにはなってくるんだというふうには思うんですけども、法改正を受けて、先ほどちょっと例も挙げましたけれども、実際死亡事故も、公道ではないものの発生をしておりますので、県として、まずは、この法改正の施行までに国や警察としっかりと連携をして、交通ルールの周知や安全対策をしっかりと検討していただいて、電動キックボードをはじめとした新しいモビリティを利用する方の安全利用の推進にしっかりと取り組んでいただくよう要望したいというふうに思います。

くらし安全交通課長

先ほど谷口委員から実証実験の免許の関係、御質問ございまして、大変失礼いたしました。免許のほうは必要でございます。訂正させていただきます。

谷口委員

分かりました。今の実証実験、みなとみらいでやっている実証実験も免許は必要であるということによろしいですね。

くらし安全交通課長

そのとおりでございます。

谷口委員

分かりました。では、もう1件だけ、端的に質問させていただきたいと思います。

これは、我が会派の西村議員が代表質問で取り上げさせていただいた、大規模災害時における支援物資の円滑な供給についてということで、何点か伺いしていきたいというふうに思いますけれども、まずは初めに、大規模災害が発生した場合に提供される、災害救助法に基づく災害救助とはどんなようなものを想定しているのか、確認のために教えて下さい。

危機管理防災課長

災害救助法に基づく災害救助とは、被災者の救出・救助を行う人命救助に加えて、災害発生後に被災者の救済を目的として行う食料の供給や、避難所の開設などの応急的・一時的な救助も含まれます。災害救助法では、避難所及び応急仮設住宅の提供、炊き出し等による食料品や飲料水等の供給、被服、寝具その他生活必需品の支給・貸与、被災者の救出などを災害救助の対象としております。

谷口委員

分かりました。過去にも、熊本地震のときなんかもそうですけれども、なかなかこの支援物資が届かないという混乱があったと聞いていますが、こうした直後の支援物資の供給の仕組みはどういうようになっているのか確認させてください。

危機管理防災課長

支援物資の供給については、ニーズに応じて物資を供給するプル型の支援と、要請を待たずに予測に基づいて物資を供給するプッシュ型支援がございます。災害発生直後でありますと、各地方自治体が状況把握できない中大規模な災害が起こったということであれば、プッシュ型で、国は水、食料、毛布、生理用品、紙おむつ等、避難所生活に必要な物資のほか、冷房機器、マスクや消毒液など、県が開設する広域物資輸送拠点に緊急輸送することとしております。広域物資輸送拠点では、国からの支援物資の仕分けを行い、市町村が開設、運営をする地域内輸送拠点に配送し、そこから市町村が発災から4日後目までに各避難所に支援物資を配送するような仕組みとなっております。

谷口委員

分かりました。プッシュ型でどんどん広域物資拠点、物流拠点に送られてくるということなんで、これをどう振り分けていくかということが肝になるかと思うんですけれども、この間、ちょっと民間事業者等々協定を提携しているというふうに聞いているんですが、どのような体制を構築しているのかお伺いしたいと思います。

危機管理防災課長

県では、まず輸送に関しては、支援物資を市町村が開設する地域内輸送拠点に輸送することになりますが、そのための仕分けを行うに当たり、県トラック協会や大手輸送事業者等と協定を締結しております。また、調達に関しては、

スーパーマーケットやコンビニエンスストア等運営する物資供給事業者と、支援物資の調達・供給に関する協定を締結している状況でございます。

谷口委員

分かりました。民間との提携については確認させていただきました。それで、もう一つ、物流倉庫をこの保有する事業者との協定を締結すると聞いていますけれども、その内容はどのような内容になっていますでしょうか。

危機管理防災課長

県が指定した広域物資輸送拠点が災害時に使用できない場合や、災害時にはより多くの支援物資の集配を行う広域物資輸送拠点の開設も必要になることを想定して、県では、神奈川倉庫協会と災害時に会員企業が運営する倉庫を借り受けて、広域物資輸送拠点を確保するための協定を締結しています。また、大手輸送事業者の協定には、輸送だけではなく、拠点の確保も含まれているという状況でございます。また、県内に現在大形物流倉庫の建設が進んでおりまして、それら物流倉庫を運営する事業者とも広域物資輸送拠点を確保するための協定を締結しております。

谷口委員

分かりました。ちょっと時間がないので、幾つかちょっと割愛したいと思いますけれども、民間と様々協定結ばれていて、先日、8月にも、金沢区で実施した開設訓練に、我が会派のほうで視察のほうさせていただきましたが、8月の訓練では、県の職員の方が手作業で、労力をかけてやっていただいたということなんですけれども、我が会派としては、これまでもこの民民の連携、当局の方が来られない場合とか、そういう場合に民民でなるだけ連携して、やれることはやっていただくということを提案してきているわけなんですけれども、民民連携について、どんな課題があって、今後どのように取り組んでいくのかちょっとお伺いしたい。

危機管理防災課長

大規模災害時の応急活動など、速やかに災害対応を行う上で、民間団体が有する専門的な人材や、設備などを活用することは大変重要でございます。

広域物資輸送拠点を開設し、大量の支援物資の積卸し、仕分け、仕分けた物資の地域内輸送拠点への輸送といった、支援物資の荷さばきに関するオペレーション管理や、フォークリフトなど荷さばきに必要な資機材を早期に確保するには、公務員と県や市町村の資機材だけで担うには限界がございますので、それぞれ民間団体等の力を借りなければ迅速な対応は難しいと考えております。

また、この民間団体同士の連携がいかに構築していくかというのが課題だと認識しております。

県では、荷さばきに必要の人材や資機材を発災直後から確保し、支援物資を迅速に被災者に提供できるよう、災害救助に係る連絡会議や支援物資の輸送訓練の場を活用して、物流に係る専門家から意見を聞き、物流業者等との連携体制の構築を図ります。また、支援物資の被災者への円滑な提供には、支援物資の調達、保管、仕分け、輸送に係る民間事業者間の連携強化も大変重要でございますので、県では、災害救助に係る連絡会議の場などで、民間事業者間の連携強化に資するよう、マニュアルの整備であるとか、実効性のある訓練等続けて

いきたいと考えております。

谷口委員

分かりました。すっ飛ばしちゃって申し訳ないですけども、いずれにしても想定外のことが災害時には、特に大規模害時は起こることが過去の、ほかの直近の例を見ても数多くありますので、様々な形に対応できる、そうしたものを準備していただくようお願いして、質問を終わります。